

## 株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号  
並びに会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2023 年 6 月 1 日

株式会社八十二銀行

株式会社長野銀行

## 株式交換に係る事後開示書面

2023年6月1日

長野県長野市大字中御所字岡田178番地8

株式会社八十二銀行

取締役頭取 松下 正樹

長野県松本市渚二丁目9番38号

株式会社長野銀行

取締役頭取 西澤 仁志

株式会社八十二銀行（以下「八十二銀行」といいます。）及び株式会社長野銀行（以下「長野銀行」といいます。）は、2023年1月20日付で両者の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2023年6月1日を効力発生日として、八十二銀行を株式交換完全親会社、長野銀行を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号及び第801条第3項第3号並びに会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2023年6月1日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに同法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

- (1) 会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による株式交換の差止請求を行った長野銀行の株主はい

ませんでした。

(2) 会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

長野銀行は、会社法第 785 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定により、2023 年 3 月 25 日付で長野銀行の株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社となる八十二銀行の商号及び住所並びに買取口座を電子公告により公告いたしました。が、会社法第 785 条第 1 項の規定により株式買取請求を行った長野銀行の株主はいませんでした。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。なお、2023 年 4 月 4 日、長野銀行が発行していた新株予約権の全て（5 個）が行使され、長野銀行の普通株式 500 株に転換されています。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

八十二銀行は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項に従い、2023 年 3 月 2 日付で八十二銀行の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社となる長野銀行の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に定める場合（簡易株式交換）に該当することから、会社法第 797 条第 1 項の規定による請求について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社（八十二銀行）に移転した株式交換完全子会社（長野銀行）の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

普通株式 8,922,840 株

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 八十二銀行は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに、本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定により本株式交換に反対する旨を通知した八十二銀行の株主の有する議決権の数は 3,283 個であり、会社法 796 条 3 項及び会社法施行規則第 197 条に定める株式の数には達しませんでした。

(2) 長野銀行は、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、2023 年 3 月 24 日開催の臨時株主総会決議により、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) 八十二銀行は、本株式交換に際して、本株式交換により八十二銀行が長野銀行の発行済普通株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における長野銀行の株主（ただし、後記(6)に記載の長野銀行の自己株式が消却された後の株主をいい、長野銀行を除きます。）に対し、長野銀行の普通株式に代わり、その保有する長野銀行の普通株式数の合計に 2.54 を乗じた数の八十二銀行の普通株式を割当交付いたしました。なお、八十二銀行が割当交付した普通株式の数の合計は 22,664,013 株です。

(4) 本株式交換により増加した八十二銀行の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

- ①資本金 金 0 円
- ②資本準備金 会社計算規則に従い八十二銀行が別途定める金額
- ③利益準備金 金 0 円

(5) 長野銀行の普通株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において、2023 年 5 月 30 日付で上場廃止となりました。

(6) 長野銀行は、長野銀行が保有する自己株式の全部を、2023年4月28日開催の取締役会の決議により、基準時において消却いたしました。

(7) 八十二銀行及び長野銀行は、金融庁長官から、2023年5月29日付で、本株式交換により八十二銀行が長野銀行の株式を取得することについて、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律第3条第1項の認可を受けました。

以 上